

株 主 各 位

富山県小矢部市清沢210番地
株式会社ゴールドウィン
取締役社長 西田 明男

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 富山県小矢部市清沢210番地

当社本店 5階ホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための新株予約権を用いた方策継続承認の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役10名選任の件

第6号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.goldwin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行による積極的な経済対策や金融政策を背景に緩やかな回復基調にて推移しました。企業業績も全般に改善傾向に転じており、それに伴って一部に賃金上昇の動きも見られますが、個人消費につきましては、全般に消費税増税や物価上昇による影響もあり持ち直しの動きは鈍く停滞状況が続いております。

また、為替相場や原油価格の急激な変動、中国の景気減速や欧州での金融不安等海外景気の下振れによる影響も懸念され、消費市場環境は依然として先行き不透明な状況であります。

スポーツアパレル業界におきましては、健康・美容志向を背景としたライフスタイルとしてのスポーツへの参加者が増加していること、更に2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催を控えて全般にスポーツへの関心は高まって来ております。しかしながら一方で、消費者ニーズの多様化や購買傾向の変化、更には相次ぐ新業態店舗の出店等による競争激化や流通再編の動きが加速していること、加えて昨年後半以降の急激な円安により調達コスト上昇が続いていること等、事業環境は寧ろ厳しさを増して来ているのが現状であります。

このような経営環境の中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）は当連結会計年度を第2年度とする中期経営計画に沿ってその達成に向けた諸施策を実行してまいりました。

当連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）におきましては、春夏、秋冬とも全般に気象条件に恵まれ順調に消化が進んだことや、直営店を中心とする自主管理売場の売上が大幅に拡大したことにより前期比増収を確保、加えて発注流動改革による販売ロス削減、プロパー販売比率向上により粗利率を改善することが出来ました。

ブランド別では「ザ・ノース・フェイス」、「ヘリー・ハンセン」ブランド事業は、アウトドア市場が拡張する中で、従来商品に加えライフスタイル型商品の販売が好調に推移し、大幅増収となりました。

「チャンピオン」ブランド事業は、直営店を中心に展開しておりますスウェットシャツ等カジュアルウェアの販売は順調に推移しましたが、ウォームアップスーツ等トレーニングウェアを中心とする卸事業については在庫過多状況が続いておりそれを解消する為販売調整、投入抑制を実施したこと等により減収となりました。「スピード」、「ダンスキン」「ブラックアンドホワイト」「カンタベリー」ブランド事業の販売は堅調に推移しました。

ウィンター関連事業につきましては、特にスノーボードの供給過剰による市況低迷が続いており、前シーズン未消化の旧品在庫の販売を先行させたこと、プロパー商品についても大幅な投入抑制を実施したことにより減収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高57,417百万円（前期比4.6%増）、営業利益2,414百万円（8.8%増）、経常利益4,089百万円（4.8%増）、当期純利益3,471百万円（14.9%増）となり、7期連続の営業増益を達成、経常利益におきましては2期連続の過去最高益の更新となりました。

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分                     | 第 61 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 62 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 63 期<br>(平成26年 3 月期) | 第64期(当期)<br>(平成27年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 売 上 高                  | 48,641百万円              | 52,510百万円              | 54,869百万円              | 57,417百万円                |
| 経 常 利 益                | 3,321百万円               | 3,168百万円               | 3,901百万円               | 4,089百万円                 |
| 当 期 純 利 益              | 2,612百万円               | 2,639百万円               | 3,021百万円               | 3,471百万円                 |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 44.82円                 | 44.99円                 | 51.30円                 | 59.56円                   |
| 総 資 産                  | 43,444百万円              | 45,176百万円              | 49,342百万円              | 53,289百万円                |
| 純 資 産                  | 17,620百万円              | 21,433百万円              | 24,376百万円              | 29,105百万円                |

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区分                     | 第 61 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 62 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 63 期<br>(平成26年 3 月期) | 第64期(当期)<br>(平成27年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 売 上 高                  | 42,100百万円              | 44,982百万円              | 46,872百万円              | 48,680百万円                |
| 経 常 利 益                | 2,233百万円               | 2,165百万円               | 2,290百万円               | 2,015百万円                 |
| 当 期 純 利 益              | 1,506百万円               | 1,716百万円               | 1,638百万円               | 1,856百万円                 |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 25.85円                 | 29.27円                 | 27.82円                 | 31.86円                   |
| 総 資 産                  | 35,137百万円              | 34,874百万円              | 37,273百万円              | 37,952百万円                |
| 純 資 産                  | 12,742百万円              | 14,334百万円              | 15,728百万円              | 17,062百万円                |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容            |
|------------------------------|-------|---------|--------------------|
| 株式会社ゴールドウイン<br>テクニカルセンター     | 60百万円 | 100.0%  | スポーツウエアの製造         |
| 株式会社カンタベリーオプ<br>ニュージーランドジャパン | 98    | 100.0   | スポーツ用品の販売          |
| 株 式 会 社 ナ ナ ミ カ              | 60    | 96.7    | カジュアルウエアの企<br>画・販売 |
| ブラックアンドホワイト<br>スポーツウエア株式会社   | 45    | 90.5    | スポーツ用品の販売          |

### (4) 対処すべき課題

顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業の収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく取り組んでおります。顧客基点のさらなる強化戦略として、次の戦略を掲げています。

#### ① マルチブランド戦略：

単一ブランドでは出来ない新しい市場を創造し、カテゴリー分類別にマルチブランド戦略を実践し、スポーツスタイルの提案を強化します。

#### ② 自主管理売場の強化：

小売機能の強化を図り、直営店の連結売上構成比を拡大し、消費者ニーズを直接・間接的に汲み上げると同時にクリエイティブな提案を積極的に行います。

#### ③ 商品力の優位性の確立：

各分野において、今まで以上に世界でもトップクラスの高機能・高品質を誇れる製品を開発し、市場においてもお客様にとっても絶対必要なブランドとしての地位を確立します。

#### ④ グローバル市場への挑戦：

国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、オリジナルブランドを世界で展開していくための戦略の構築、布石に積極的に取り組んでいきます。

#### ⑤ CSR・コンプライアンス体制：

社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

長期的な経営戦略は上記のとおりであります。当社は、平成26年3月期（第63期）を初年度とする平成28年3月期（第65期）までの中期経営計画を策定しております。

基本方針「安定化した収益力を基盤に、成長戦略を更に加速し、会社の持続的成長を目指す。」に基づき、重点課題として以下の施策を遂行すべくグループ全社を挙げて取り組んで行く所存でございます。

- (1) 収益力の強化
- (2) 財務体質の強化
  - ① 資本強化
  - ② 自己資本比率向上
- (3) 成長戦略の推進
  - ① マルチブランド戦略を継続推進し、並行してオリジナルブランド戦略を積極推進する。
  - ② 実需型ビジネスへの業態転換を更に徹底し、直営自主管理型売場出店を積極推進する。
  - ③ 海外展開を積極的に推進し、海外事業を抜本拡大する。
  - ④ 発注流動改革を継続推進する。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

スポーツ用品関連事業

アウトドアスタイル関連商品：登山用ウエア、マリンウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチックスタイル関連商品：トレーニングウエア、バスケットボールウエア、テニスウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

アクティブスタイル関連商品：スキーウエア、スノーボードウエア、モーターサイクルウエアおよび関連商品

その 他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）、OEMなど

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

| 名 称     | 所 在 地         |
|---------|---------------|
| 本 店     | 富 山 県 小 矢 部 市 |
| 本 社     | 東 京 都 渋 谷 区   |
| 大 阪 支 店 | 大 阪 府 大 阪 市   |

② 子会社

| 名 称                          | 所 在 地         |
|------------------------------|---------------|
| 株式会社ゴールドウイン<br>テクニカルセンター     | 富 山 県 小 矢 部 市 |
| 株式会社カントベリーオブ<br>ニュージーランドジャパン | 東 京 都 新 宿 区   |
| 株 式 会 社 ナ ナ ミ カ              | 東 京 都 渋 谷 区   |
| ブラックアンドホワイト<br>スポーツウェア株式会社   | 東 京 都 港 区     |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事 業 区 分            | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------------|---------|-------------|
| ス ポー ツ 用 品 関 連 事 業 | 2,181名  | 110名増       |

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 1,471名  | 116名増     | 37.7歳   | 10.5年       |

(注) 使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 額  |
|-------------------|--------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 805百万円 |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行   | 670    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行   | 529    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 230,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 59,560,218株  |
| ③ 株主数        | 3,620名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                               | 持株数      | 持株比率  |
|-----------------------------------|----------|-------|
| シービーエイチケイ コリア セキュリティーズ デポジトリ サムスン | 11,640千株 | 19.6% |
| 三井物産株式会社                          | 5,459    | 9.2   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）         | 3,571    | 6.0   |
| 株式会社北陸銀行                          | 2,476    | 4.2   |
| 丸紅株式会社                            | 2,403    | 4.0   |
| 株式会社北國銀行                          | 2,169    | 3.6   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）            | 2,142    | 3.6   |
| 株式会社西田                            | 2,081    | 3.5   |
| 株式会社みずほ銀行                         | 1,892    | 3.2   |
| 共栄火災海上保険株式会社                      | 1,081    | 1.8   |

(注) 持株比率は、自己株式（27,978株）を控除して計算しております。

また、自己株式には「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

### (2) 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役社長    | 西田明男   | 代表取締役<br>株式会社ゴールドウインテクニカルセンター代表取締役会長                      |
| 取締役      | 大江伸治   | 副社長執行役員<br>補佐                                             |
| 取締役      | 二川清人   | 専務執行役員<br>管理本部部長                                          |
| 取締役      | 渡辺貴生   | 専務執行役員<br>兼 ノースフェイス事業部長                                   |
| 取締役      | 西田吉輝   | 常務執行役員<br>富山地区関係会社担当・仕入先担当<br>株式会社ゴールドウインテクニカルセンター代表取締役社長 |
| 取締役      | 本間 永一郎 | 常務執行役員<br>兼 総合企画室部長<br>兼 経営企画室部長<br>株式会社ナナミカ代表取締役社長       |
| 取締役      | 浅見保夫   | 常務執行役員<br>兼 営業統括本部長<br>兼 百貨店・リテイル統括本部長                    |
| 取締役      | 鈴木政俊   |                                                           |
| 常勤監査役    | 向井俊彦   |                                                           |
| 監査役      | 奥村勝亮   |                                                           |
| 監査役      | 中川定文   |                                                           |
| 監査役      | 松本雅登   |                                                           |

- (注) 1. 取締役鈴木政俊氏は、社外取締役であります。
2. 監査役奥村勝亮、中川定文および松本雅登の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役向井俊彦氏は長年にわたり当社の内部監査部門の業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役鈴木政俊、監査役奥村勝亮および中川定文の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名  | 新役職・担当および重要な兼職の状況   |
|------|---------------------|
| 渡辺貴生 | 専務執行役員<br>兼 営業統括本部長 |
| 浅見保夫 | 常務執行役員<br>兼 営業統括本部長 |

- ② 事業年度中に退任した取締役  
該当事項はありません。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額    |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 8名   | 216百万円 |
| 監査役 | 4    | 22     |
| 合 計 | 12   | 238    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第41回定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第41回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。  
3. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名、15百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          |                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鈴木政俊 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。                            |
| 監査役 奥村勝亮 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。 |
| 監査役 中川定文 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。 |
| 監査役 松本雅登 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。              |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                       | 支払額   |
|---------------------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 52百万円 |
| ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は経営方針、タグライン「SPORTS FIRST:スポーツ・ファースト」、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程・ルールの制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

##### I 内部統制システム構築の基本方針

当社および子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」と言う。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 商取引管理および経理に関する社内規定を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っております。また、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図っております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。

また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統括的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。
- (5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

### 5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。

- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
  - (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
  - (5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項
- 監査役が、監査役職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。
- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
  - (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。
- (1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。
    1. 取締役会および経営会議で決議された重要な事項
    2. 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項
    3. 毎月の経営状況のうち重要な事項
    4. 内部監査状況および内部監査の結果
    5. 重大な法令・定款違反
    6. 社内内部通報制度による通報状況およびその内容
    7. コンプライアンス上重要な事項
    8. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
  - (2) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席しております。
  - (3) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行っております。

- (4) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。
- (5) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

## II 反社会的勢力排除に向けた体制に関する基本方針

1. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。
2. 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

## (6) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウェアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客・商権等々の経営資源を有すること、並びに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および、⑥事業活動を通じて安定してキャッシュ・フローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することです。以上のような当社の企業価値の本質（本源的価値）に対する理解なくして、当社の企業価値を持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して、一時的な利益を上げる反面で当社の

持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商標のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出すしくみに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように企業価値ひいては株主共同の利益を害する買収者に対しては、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがあり得ますので、当該買収提案の内容が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、これを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在し得るところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することといたしますが、買収提案者から買収提案に関する十分な情報の提供が行われた上で書面による請求があった場合など一定の要件を満たす場合には、株主総会の場において、当該買収提案につき下記③記載の新株予約権を用いた方策による対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様方に判断して頂くことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆様が、買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆様および当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、中期経営計画をもとに、業務やコスト構造を見直し、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

また、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能および制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指し、経営と事業執行機能の役割を明確にするために、「執行役員制度」を導入したほか、CSR推進委員会や内部統制部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理を積極的に推進しております。なお、当社の監査役4名中3名は社外監査役です。

③ 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組み

上記①記載の認識に基づき、当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策（以下「本プラン」といいます。）に関する継続承認議案の承認を得ており、かかる承認決議の内容に従い、上記定時株主総会後に開催された取締役会において、本プランの継続採用および円滑な実行のために必要な事項、措置を決議しております。本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>）に掲載していますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

当社は、本プランに則り、当社の20%以上の株券等保有割合の株券等を特定公開買付開始公告の実施、または支配株式の取得を企図する者（その共同保有者およびこれらを支配する者その他を含む。）に対して、予め当社に対し書面により一定の情報が記載された買収提案を提出することを求めます。買収提案が当社に対して行われた場合、当社取締役会から付議を受けた特別委員会が、買収提案について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から検討し、その結果を当社取締役会に勧告し、当社取締役会が対抗措置の不発動確認決議を行うか否かを検討します。なお、買収提案者が一定の要件を具備した上で、買収提案者の行う特定の買収提案に対し、本プランによる対抗措置を採ることの可否を問うための株主総会の開催を請求した場合および当社取締役会が自らの判断でかかる株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集するものとし、当該株主総会において、本プランに基づく対抗措置を採ることが承認されなかった場合には、当該買収提案に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役等の判断およびその理由

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化、企業としての社会的責任を遂行するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ロ. 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組みについて

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されております。本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社経営陣の地位の維持を目的とするものでもありません。

- I 当社は、株主の皆様の意思を反映させるため、本プランの導入に際して、定時株主総会において、本プランの導入に関する定款変更の特別決議によるご承認および一定の附帯条件のもと本プランによる対抗措置を採ることに関する普通決議によるご承認（「プラン承認決議」）を受けております。
- II 特定の買収提案に対する不発動確認決議における判断の中立性を担保するため、本プランでは、当社社外役員および外部有識者から構成される特別委員会が、買収提案の内容について情報収集・検討を行い、不発動確認決議の是非について、当社社外役員を兼任する者は当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から検討を行います。そして、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該買収提案が当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するか否かの観点から真摯に検討します。また、特別委員会から当社取締役会に対し、不発動確認決議を行うべきとの勧告決議がなされ、取締役会がその勧告を受容れることで株主に対する取締役としての善管注意義務に反すると判断する場合には、取締役会が本プランによる対抗措置を採ることの可否についての株主総会を招集します。
- III 本プランでは、予め定める事項を全て充足すると認められる買収提案に対しては不発動確認決議がなされるものとされており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが採られています。
- IV 本プランでは、取締役会自ら株主総会の招集が必要と判断した場合のみならず、一定の要件を充足すれば買収提案者自身も自らの買収提案に対して本プランによる対抗措置を採るか否かを決する旨の議案を上程する株主総会を開催することを要求することができ、取締役会が判断の不当な引き伸ばしを行うことを回避する仕組みが組み込まれているとともに、本プランによる対抗措置の発動の可否について具体的な買収提案を前提として株主の皆様の意思を直接反映する仕組みを採用しております。
- V 当社取締役の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っていないため、毎年取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することが可能となっております。

- VI 本プランでは、定款上の根拠を有した株主総会決議による承認決議の有効期間を、平成24年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとし、3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めることとし、本プランに株主の直接の意思を反映することができるようにしています。
- VII 本プランの効力は、原則として各期の定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとし、当該取締役会において、本プランの維持・改定または廃止など随時その内容を見直すことを基本としております。当社の取締役の任期は1年ですので、毎年の取締役の改選を反映した内容となることが確保されているとともに、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となります。
- VIII 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対し安定的な配当を継続することを基本とし、業績と配当性向を勘案して実行してまいります。

内部留保金につきましては、財務基盤の充実を図るとともに、今後の事業展開を推進するために有効活用してまいります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>28,966</b> | <b>流動負債</b>     | <b>19,436</b> |
| 現金及び預金          | 5,683         | 支払手形及び買掛金       | 12,400        |
| 受取手形及び売掛金       | 11,503        | 短期借入金           | 743           |
| 商品及び製品          | 9,135         | 一年内返済予定長期借入金    | 1,121         |
| 仕掛品             | 103           | リース債務           | 457           |
| 原材料及び貯蔵品        | 685           | 未払金             | 1,395         |
| 繰延税金資産          | 611           | 未払法人税等          | 270           |
| その他流動資産         | 1,246         | 未払消費税等          | 737           |
| 貸倒引当金           | △3            | 未払費用            | 773           |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,323</b> | 賞与引当金           | 786           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,420</b>  | 返品調整引当金         | 634           |
| 建物及び構築物         | 1,421         | その他流動負債         | 115           |
| 土地              | 671           | <b>固定負債</b>     | <b>4,748</b>  |
| リース資産           | 979           | 社債              | 300           |
| その他有形固定資産       | 347           | 長期借入金           | 1,864         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>609</b>    | リース債務           | 802           |
| 商標権             | 11            | 繰延税金負債          | 756           |
| のれん             | 77            | 退職給付に係る負債       | 301           |
| その他無形固定資産       | 521           | その他固定負債         | 723           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,292</b> | <b>負債合計</b>     | <b>24,184</b> |
| 投資有価証券          | 15,545        | 純 資 産 の 部       |               |
| 長期貸付金           | 60            | <b>株主資本</b>     | <b>27,661</b> |
| 退職給付に係る資産       | 615           | 資本金             | 7,079         |
| 差入保証金           | 2,568         | 資本剰余金           | 3,996         |
| 破産債権等           | 177           | 利益剰余金           | 17,937        |
| その他投資その他の資産     | 1,635         | 自己株式            | △1,352        |
| 貸倒引当金           | △310          | その他の包括利益累計額     | 1,363         |
| <b>資産合計</b>     | <b>53,289</b> | その他有価証券評価差額金    | 724           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益         | △3            |
|                 |               | 為替換算調整勘定        | 2,098         |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額    | △1,455        |
|                 |               | <b>少数株主持分</b>   | <b>80</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>29,105</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>53,289</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額   |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                       |       | 57,417 |
| 売 上 原 価                     |       | 33,225 |
| 売 上 総 利 益                   |       | 24,191 |
| 返 品 調 整 引 当 金 繰 入 差 額       |       | 82     |
| 差 引 売 上 総 利 益               |       | 24,109 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 21,695 |
| 営 業 利 益                     |       | 2,414  |
| 営 業 外 収 益                   |       |        |
| 受 取 利 息                     | 40    |        |
| 受 取 配 当 金                   | 49    |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益         | 1,879 |        |
| そ の 他 営 業 外 収 益             | 99    | 2,069  |
| 営 業 外 費 用                   |       |        |
| 支 払 利 息                     | 133   |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損         | 119   |        |
| そ の 他 営 業 外 費 用             | 140   | 393    |
| 経 常 利 益                     |       | 4,089  |
| 特 別 利 益                     |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 4     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 12    | 16     |
| 特 別 損 失                     |       |        |
| 減 損 損 失                     | 34    |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                 | 14    |        |
| 特 別 退 職 金                   | 58    |        |
| そ の 他 特 別 損 失               | 6     | 113    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |       | 3,992  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 578   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △56   | 521    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 3,471  |
| 少 数 株 主 利 益                 |       | 0      |
| 当 期 純 利 益                   |       | 3,471  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日 期首残高            | 7,079   | 3,753     | 14,271    | △240    | 24,865      |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         |           | 754       |         | 754         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 7,079   | 3,753     | 15,025    | △240    | 25,619      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                    |         |           | △471      |         | △471        |
| 当期純利益                     |         |           | 3,471     |         | 3,471       |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △1,157  | △1,157      |
| 自己株式の処分                   |         | 242       |           | 44      | 287         |
| 連結範囲の変動                   |         |           | △87       |         | △87         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 242       | 2,911     | △1,112  | 2,041       |
| 平成27年3月31日 期末残高           | 7,079   | 3,996     | 17,937    | △1,352  | 27,661      |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |              |               | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|---------|----------|--------------|---------------|-------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |             |           |
| 平成26年4月1日 期首残高            | 335                   | 2       | 959      | △1,853       | △555          | 67          | 24,376    |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |         |          |              |               |             | 754       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 335                   | 2       | 959      | △1,853       | △555          | 67          | 25,130    |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |          |              |               |             |           |
| 剰余金の配当                    |                       |         |          |              |               |             | △471      |
| 当期純利益                     |                       |         |          |              |               |             | 3,471     |
| 自己株式の取得                   |                       |         |          |              |               |             | △1,157    |
| 自己株式の処分                   |                       |         |          |              |               |             | 287       |
| 連結範囲の変動                   |                       |         |          |              |               |             | △87       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 388                   | △5      | 1,138    | 397          | 1,919         | 13          | 1,932     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 388                   | △5      | 1,138    | 397          | 1,919         | 13          | 3,974     |
| 平成27年3月31日 期末残高           | 724                   | △3      | 2,098    | △1,455       | 1,363         | 80          | 29,105    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)ゴールドウインテクニカルセンター、(株)イー・エス・ジー、(株)ゴールドウインロジテム、(株)ゴールドウインエンタープライズ、(株)ゴールドウイントレーディング、北京奥冠英有限公司、高得運(上海)服装貿易有限公司、(株)カンタベリーオブニュージーランドジャパン、(株)ナナミカ、(株)アートウイン、ブラックアンドホワイトスポーツウェア(株)、GOLDWIN EUROPE AG

GOLDWIN EUROPE AGについては、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

GOLDWIN ITALIA S. R. Lほか2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

(関連会社)

YOUNGONE OUTDOOR Corporation、ゴールドウイン開発(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

GOLDWIN ITALIA S. R. Lほか2社

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社3社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要な影響を及ぼしていないためであります。

YOUNGONE OUTDOOR Corporationの決算日は12月31日であり、持分法適用にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち北京奥冠英有限公司、高得運（上海）服装貿易有限公司およびGOLDWIN EUROPE AGの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの……………当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法を採用しております。

その他の有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、国内連結子会社1社および在外連結子会社3社は定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

製品および商品の返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案した将来の返品見込額に対する損失予想額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債および収益、費用は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約取引について振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象……………借入金利息、外貨建予定取引、外貨建債権債務

ハ. ヘッジ方針

金利リスクおよび為替変動リスクの低減のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、相関性を見て有効性を評価しております。

- ③ のれんの償却方法および償却期間  
のれんの償却については、発生年度以後5年間の均等償却を行っております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
  - 1. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - 2. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- ⑥ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

#### 1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が198百万円増加、退職給付に係る負債が556百万円減少し、利益剰余金が754百万円増加しております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

#### 2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)適用前に信託契約を締結した従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入をしております。

当プランでは、「ゴールドウイン従業員持株会」(以下、「当社持株会」)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する株式給付信託(従業員持株会処分型)が、平成25年から4年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括で取得し、その後、毎月一定日に当社持株会に売却を行います。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する当社従業員持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

- (2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、適用初年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は、当連結会計年度750万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は当連結会計年度142,000株であり、期中平均株式数は、当連結会計年度184,692株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)適用後に信託契約を締結した従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産と

して分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度1,266百万円、2,000,000株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 624百万円   |
| 土地     | 364百万円   |
| 投資有価証券 | 1,976百万円 |
| 計      | 2,965百万円 |

(2) 担保に係る債務

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 短期借入金             | 400百万円   |
| 長期借入金（一年内返済予定を含む） | 1,906百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,680百万円

3. 偶発債務

受取手形割引高 753百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 59,560,218株   | 一株           | 一株           | 59,560,218株  |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 574,523株      | 1,679,455株   | 84,000株      | 2,169,978株   |

(注) 1. 信託の株式数につき、当連結会計年度期首226,000株、当連結会計年度期末2,142,000株が自己株式数に含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,679,455株は、単元未満株式の買取りおよび会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づく取得による増加であります。

また、減少84,000株は、信託の売却による減少であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成26年5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 471             | 8                | 平成26年3月31日 | 平成26年6月12日 |

(注) 配当金の総額には、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)適用前に締結した信託に対する配当金1百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 平成27年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 593             | 利益剰余金 | 10               | 平成27年3月31日 | 平成27年6月11日 |

(注) 配当金の総額には、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)適用後に締結した信託に対する配当金20百万円を含めており、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)適用前に締結した信託に対する配当金1百万円を含めておりません。

### 4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等で運用し、また、資金調達については銀行借入あるいは社債発行による方針です。デリバティブは、外貨建営業債権・債務の為替変動リスクと借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに与信限度を設定するとともに期日管理および残高管理を行い、主な取引先の信用状況については定期的に把握する体制としております。また、一部に製品等の輸出に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、一部に製品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

借入金のうち、短期借入金および長期借入金（原則として5年以内）は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものを除き、借入金の支払利息に係る金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額の累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社の財務部が各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、グループ各社におきましても月次に資金繰計画を見直しするなどの方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関しては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

（単位：百万円）

|                                     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価       | 差額  |
|-------------------------------------|----------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金                          | 5,683          | 5,683    | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金                       | 11,503         | 11,503   | —   |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券               | 2,632          | 2,632    | —   |
| (4) 差入保証金                           | 2,568          | 2,358    | 209 |
| (5) 支払手形及び買掛金                       | (12,400)       | (12,400) | —   |
| (6) 短期借入金                           | (743)          | (743)    | —   |
| (7) 長期借入金                           | (2,985)        | (2,980)  | 4   |
| (8) デリバティブ取引<br>ヘッジ会計が適用されて<br>いるもの | (1)            | (1)      | —   |

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) 長期借入金には一年内返済予定長期借入金も含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※4) 上記以外の連結貸借対照表に計上されている金銭債権・債務については、総資産に対する重要性が乏しいため注記を省略しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は1,087百万円であります。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

#### イ. 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等               | 主なヘッジ対象    | 契約額等 |       | 時価 | 当該時価の算定方法               |
|-------------|----------------------------|------------|------|-------|----|-------------------------|
|             |                            |            |      | うち1年超 |    |                         |
| 原則的<br>処理方法 | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル<br>ユーロ | 買掛金<br>買掛金 | 130  | —     | 5  | 先物為替相場<br>によっており<br>ます。 |
|             |                            |            | 243  | —     | △7 |                         |
| 合計          |                            |            | 373  | —     | △1 |                         |

ロ. 金利関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額等 |       | 時価  | 当該時価の算定方法 |
|-------------|-----------------------|---------|------|-------|-----|-----------|
|             |                       |         |      | うち1年超 |     |           |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 880  | 415   | (※) |           |
| 合計          |                       |         | 880  | 415   | —   |           |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額12,912百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 505円75銭
2. 1株当たり当期純利益 59円56銭

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎
 

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 純資産の部の合計                        | 29,105百万円        |
| 純資産の部の合計額から控除する金額<br>(うち少数株主持分) | 80百万円<br>(80百万円) |
| 普通株式に係る期末の純資産額                  | 29,024百万円        |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>期末の普通株式の数 | 57,390,240株      |
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
 

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 3,471百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 3,471百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数 | 58,281,942株 |

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度338,538株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度2,142,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

「Champion」ブランド事業譲渡

当社は、ヘインズブランドズジャパン株式会社と、「Champion」（チャンピオン）ブランドのライセンス契約を平成27年12月31日の契約期間満了をもって終了し、平成28年3月31日をもってヘインズブランドズジャパン株式会社に事業譲渡することで基本合意いたしました。

#### 1. 概要

当社は1975年から日本における「Champion」ブランドのライセンスーとしてアスレチックウェア事業の基幹ブランドとして事業展開してまいりましたが、2015年（平成27年）12月31日の契約期間満了を持ちましてライセンス契約を終了し、2016年（平成28年）3月31日を持ちまして事業展開を終了し、ヘインズブランドズジャパン株式会社に事業譲渡いたします。

なお、現在、当社にて展開中の日本国内における「Champion」ブランド事業については、2016年（平成28年）4月以降はヘインズブランドズジャパン株式会社により継承される予定です。

#### 2. 資産等の移動

現在の直営店舗の販売施設並びに商品等は、ヘインズブランドズジャパン株式会社へ譲渡する予定であります。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>23,698</b> | <b>流動負債</b>     | <b>17,138</b> |
| 現金及び預金          | 2,646         | 支払手形            | 3,062         |
| 受取手形            | 1,716         | 買掛金             | 7,675         |
| 売掛金             | 8,403         | 短期借入金           | 728           |
| 商品及び製品          | 7,916         | 一年内返済予定長期借入金    | 1,056         |
| 仕掛品             | 91            | リース債務           | 421           |
| 原材料及び貯蔵品        | 649           | 未払金             | 1,795         |
| 未収入金            | 395           | 未払法人税等          | 79            |
| 前払費用            | 845           | 未払費用            | 600           |
| 繰延税金資産          | 450           | 賞与引当金           | 586           |
| その他流動資産         | 582           | 返品調整引当金         | 516           |
| 貸倒引当金           | △1            | その他流動負債         | 617           |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,254</b> | <b>固定負債</b>     | <b>3,750</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,432</b>  | 社債              | 300           |
| 建築物             | 751           | 長期借入金           | 1,700         |
| 構築物             | 66            | リース債務           | 717           |
| 土地              | 498           | 繰延税金負債          | 469           |
| リース資産           | 879           | 長期未払金           | 417           |
| その他有形固定資産       | 236           | その他固定負債         | 145           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>458</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>20,889</b> |
| 商標権             | 11            | 純 資 産 の 部       |               |
| ソフトウェア          | 118           | <b>株主資本</b>     | <b>16,355</b> |
| その他無形固定資産       | 329           | 資本金             | 7,079         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,363</b> | 資本剰余金           | 3,996         |
| 投資有価証券          | 2,741         | 資本準備金           | 258           |
| 関係会社株式          | 2,021         | その他資本剰余金        | 3,737         |
| 出資              | 0             | <b>利益剰余金</b>    | <b>6,631</b>  |
| 関係会社出資金         | 693           | 利益準備金           | 135           |
| 長期貸付金           | 1,381         | その他利益剰余金        | 6,496         |
| 破産債権等           | 159           | 繰越利益剰余金         | 6,496         |
| 差入保証金           | 2,265         | <b>自己株式</b>     | <b>△1,352</b> |
| 前払年金費用          | 1,370         | 評価・換算差額等        | 707           |
| その他投資その他の資産     | 1,059         | その他有価証券評価差額金    | 710           |
| 貸倒引当金           | △329          | 繰延ヘッジ損益         | △3            |
| <b>資産合計</b>     | <b>37,952</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>17,062</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>37,952</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額  |        |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 48,680 |
| 売 上 原 価               |      | 27,767 |
| 売 上 総 利 益             |      | 20,913 |
| 返 品 調 整 引 当 金 繰 入 差 額 |      | 72     |
| 差 引 売 上 総 利 益         |      | 20,841 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 19,547 |
| 営 業 利 益               |      | 1,294  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 746  |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 135  |        |
| そ の 他 営 業 外 収 益       | 209  | 1,090  |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 122  |        |
| 貸 与 資 産 減 価 償 却 費     | 34   |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 119  |        |
| そ の 他 営 業 外 費 用       | 93   | 369    |
| 経 常 利 益               |      | 2,015  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 3    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 9    | 13     |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 112  |        |
| 減 損 損 失               | 29   |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 14   |        |
| 特 別 退 職 金             | 49   |        |
| そ の 他 特 別 損 失         | 11   | 216    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 1,812  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 290  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △334 | △44    |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,856  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |          |        |       |          |         |        | 自己株式   | 株主資本計 |
|--------------------------|---------|-------|----------|--------|-------|----------|---------|--------|--------|-------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金 |          |        | 利益剰余金 |          |         | 利益剰余金計 |        |       |
|                          |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 |        |        |       |
| 平成26年4月1日 期首残高           | 7,079   | 258   | 3,495    | 3,753  | 88    | 4,716    | 4,804   | △240   | 15,397 |       |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |         |       |          |        |       | 443      | 443     |        | 443    |       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 7,079   | 258   | 3,495    | 3,753  | 88    | 5,159    | 5,247   | △240   | 15,840 |       |
| 事業年度中の変動額                |         |       |          |        |       |          |         |        |        |       |
| 剰余金の配当                   |         |       |          |        | 47    | △519     | △471    |        | △471   |       |
| 当期純利益                    |         |       |          |        |       | 1,856    | 1,856   |        | 1,856  |       |
| 自己株式の取得                  |         |       |          |        |       |          |         | △1,157 | △1,157 |       |
| 自己株式の処分                  |         |       | 242      | 242    |       |          |         | 44     | 287    |       |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) |         |       |          |        |       |          |         |        |        |       |
| 事業年度中の変動額合計              | —       | —     | 242      | 242    | 47    | 1,337    | 1,384   | △1,112 | 514    |       |
| 平成27年3月31日 期末残高          | 7,079   | 258   | 3,737    | 3,996  | 135   | 6,496    | 6,631   | △1,352 | 16,355 |       |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |          | 純資産合計  |
|--------------------------|-----------------|---------|----------|--------|
|                          | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 |        |
| 平成26年4月1日 期首残高           | 329             |         | 331      | 15,728 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |                 |         |          | 443    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 329             |         | 331      | 16,172 |
| 事業年度中の変動額                |                 |         |          |        |
| 剰余金の配当                   |                 |         |          | △471   |
| 当期純利益                    |                 |         |          | 1,856  |
| 自己株式の取得                  |                 |         |          | △1,157 |
| 自己株式の処分                  |                 |         |          | 287    |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) | 381             | △5      | 375      | 375    |
| 事業年度中の変動額合計              | 381             | △5      | 375      | 890    |
| 平成27年3月31日 期末残高          | 710             | △3      | 707      | 17,062 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

製品商品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法を採用しております。

その他の有形固定資産……………定率法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

製品および商品の返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案した将来の返品見込額に対する損失予想額を計上しております。

④ 退職給付引当金

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約取引について振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象……………借入金利息、外貨建予定取引、外貨建債権債務

ハ. ヘッジ方針

金利リスクおよび為替変動リスクの低減のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、相関性を見て有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が443百万円増加し、利益剰余金が443百万円増加しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### (2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

## 3. 追加情報

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

#### (1) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）適用前に信託契約を締結した従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

##### ① 取引の概要

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の導入をしております。

当プランでは、「ゴールドウイン従業員持株会」（以下、「当社持株会」）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する株式給付信託（従業員持株会処分型）が、平成25年から4年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括で取得し、その後、毎月一定日に当社持株会に売却を行います。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する当社従業員持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

② 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、適用初年度の期首より前に締結された信託契約であるため従来採用していた方法により会計処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

1. 信託における帳簿価額は、当事業年度75百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
2. 期末株式数は当事業年度142,000株であり、期中平均株式数は、当事業年度184,692株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）適用後に信託契約を締結した従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度1,266百万円、2,000,000株であります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 507百万円   |
| 土地     | 293百万円   |
| 投資有価証券 | 1,976百万円 |
| 計      | 2,776百万円 |

② 担保に係る債務

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 短期借入金             | 400百万円   |
| 長期借入金（一年内返済予定を含む） | 1,906百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,285百万円

(3) 偶発債務

① 保証債務

以下の関係会社の銀行借入および仕入債務等に対し債務保証を行っております。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| ブラックアンドホワイトスポーツウェア㈱   | 752百万円   |
| ㈱カンタベリーオブニュージーランドジャパン | 315百万円   |
| ㈱アートウイン               | 3百万円     |
| ㈱イー・エス・ジー             | 13百万円    |
| 計                     | 1,085百万円 |

② 受取手形割引高等

受取手形割引高 600百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,057百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,330百万円 |
| 短期金銭債務 | 892百万円   |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 2,852百万円 |
| 仕入高        | 1,498百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,742百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 958百万円   |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 574,523株    | 1,679,455株 | 84,000株    | 2,169,978株 |

(注) 1. 信託の株式数につき、当事業年度期首226,000株、当事業年度期末2,142,000株が自己株式数に含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,679,455株は、単元未満株式の買取りおよび会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づく取得による増加であります。

また、減少84,000株は、信託の売却による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                  |    |           |
|------------------|----|-----------|
| 繰延税金資産（流動）       |    |           |
| 棚卸資産評価損否認        |    | 163百万円    |
| 賞与引当金            |    | 194百万円    |
| その他              |    | 237百万円    |
|                  | 小計 | 594百万円    |
| 評価性引当額           |    | △143百万円   |
|                  | 計  | 450百万円    |
| 繰延税金資産（固定）       |    |           |
| 貸倒引当金            |    | 84百万円     |
| 関係会社株式評価損        |    | 870百万円    |
| デット・エクイティ・スワップ損失 |    | 543百万円    |
| 繰越欠損金            |    | 561百万円    |
| 繰越外国税額控除         |    | 262百万円    |
| その他              |    | 571百万円    |
|                  | 小計 | 2,894百万円  |
| 評価性引当額           |    | △2,894百万円 |
|                  | 計  | —         |
| 繰延税金負債（固定）       |    |           |
| その他有価証券評価差額金     |    | 352百万円    |
| その他              |    | 117百万円    |
|                  | 計  | 469百万円    |

(2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 35.6%  |
| （調整）                 |        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △12.9% |
| 外国税額控除等              | 1.5%   |
| 住民税均等割等              | 2.9%   |
| 税率変更による繰延税金資産及び負債の減少 | 1.2%   |
| 評価性引当額等              | △27.9% |
| その他                  | △2.8%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | △2.4%  |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は13百万円減少し、法人税等調整額が22百万円、その他有価証券評価差額金が35百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                       | 住所      | 資本金又は出資金   | 事業内容又は職業   | 議決権の所有割合(%) | 関連当事者との関係                  | 取引の内容                     | 取引金額(百万円)       | 科目    | 期末残高(百万円) |
|------|------------------------------|---------|------------|------------|-------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|-------|-----------|
| 子会社  | ㈱ゴールドウィンテクニカルセンター            | 富山県小矢部市 | 60百万円      | スポーツ用品関連事業 | 直接100.0     | 当社取扱商品の製造工場設備の賃貸借<br>役員の兼任 | 貸付金の回収<br>貸付利息※2          | 30<br>13        | 長期貸付金 | 870       |
| 子会社  | ㈱ゴールドウィンロジテム                 | 富山県小矢部市 | 50百万円      | 物流業        | 直接100.0     | 当社取扱商品の物流管理<br>役員の兼任       | 物流費※1                     | 1,742           | 未払金   | 641       |
| 子会社  | ㈱ゴールドウィンエンタープライズ             | 富山県小矢部市 | 100百万円     | 不動産業       | 直接100.0     | 営業設備の賃貸借<br>役員の兼任          | 貸付金の回収<br>貸付利息※2          | 60<br>8         | 長期貸付金 | 460       |
| 子会社  | ㈱カンタベリーオプニュージャーランドジャパン       | 東京都新宿区  | 98百万円      | スポーツ用品の売   | 直接100.0     | 当社製品の一部供給                  | 資金の貸付<br>貸付金の回収<br>貸付利息※2 | 490<br>386<br>1 | 短期貸付金 | 460       |
| 子会社  | ブラックアンドホワイトスポーツウェア㈱          | 東京都港区   | 45百万円      | スポーツ用品関連事業 | 直接90.5      | 当社製品の一部供給                  | 債務保証※3                    | 752             | -     | -         |
| 関連会社 | YOUNGONE OUTDOOR Corporation | 韓国ソウル市  | 3,000百万ウォン | スポーツ用品関連事業 | 直接40.7      | 韓国における商標権の使用料<br>役員の兼任     | 使用料※1                     | 1,859           | 売掛金   | 247       |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

※1 取引条件については、両社協議により決定しております。

※2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

※3 ブラックアンドホワイトスポーツウェア㈱の仕入債務等に対し、債務保証を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 297円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円86銭  |

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 純資産の部の合計                        | 17,062百万円   |
| 純資産の部の合計額から控除する金額               | －百万円        |
| 普通株式に係る期末の純資産額                  | 17,062百万円   |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>期末の普通株式の数 | 57,390,240株 |

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 1,856百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,856百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数 | 58,281,942株 |

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度338,538株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度2,142,000株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

「Champion」ブランド事業譲渡

当社は、ヘインズブランドズジャパン株式会社と、「Champion」（チャンピオン）ブランドのライセンス契約を平成27年12月31日の契約期間満了をもって終了し、平成28年3月31日をもってヘインズブランドズジャパン株式会社に事業譲渡することで基本合意いたしました。

1. 概要

当社は1975年から日本における「Champion」ブランドのライセンスーとしてアスレチックウェア事業の基幹ブランドとして事業展開してまいりましたが、2015年（平成27年）12月31日の契約期間満了を持ちましてライセンス契約を終了し、2016年（平成28年）3月31日を持ちまして事業展開を終了し、ヘインズブランドズジャパン株式会社に事業譲渡いたします。

なお、現在、当社にて展開中の日本国内における「Champion」ブランド事業については、2016年（平成28年）4月以降はヘインズブランドズジャパン株式会社により継承される予定です。

2. 資産等の移動

現在の直営店舗の販売施設並びに商品等は、ヘインズブランドズジャパン株式会社へ譲渡する予定であります。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 唐澤正幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定留 尚之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 正幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常勤監査役 向井俊彦 ㊟

監査役(社外監査役) 奥村勝亮 ㊟

監査役(社外監査役) 中川定文 ㊟

監査役(社外監査役) 松本雅登 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合を実施するものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日（木）

#### (3) その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所協会が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」に鑑み、当社は平成27年5月26日開催の取締役会において、平成27年10月1日を効力発生日として当社普通株式の単元株式数（取引単位）を100株とする単元株式制度を採用する旨の決議を行いましたので、これに係る所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第26条（取締役の責任免除）及び第34条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第26条及び第34条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第26条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 現行定款第7条並びに第8条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条等を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>230,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第26条 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)<br/>第34条 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>46,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第26条 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)<br/>第34条 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>附 則<br/>第1条 <u>第7条並びに第8条の変更は、平成27年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、同日の経過によりこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための新株予約権を用いた方策継続承認の件

当社は、平成24年6月28日開催の第61回当社定時株主総会におきまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための取組みの一環として、当社の20%以上の株券等保有割合を構成する株券等の取得に対する適正な方策として、下記第3項に定める新株予約権の無償割当等を活用した方策（以下、「本プラン」という。）の導入に対する承認をいただいておりますが、本プランは平成27年6月25日に開催予定の第64回当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」と言う。）後に開催される取締役会終結時をもってその承認決議の有効期限が満了いたします。

本議案は、定款第6条の規定に基づき、本プランを継続採用することにつきまして、下記第4項乃至第8項附帯条件を付して承認することをお願いするものであります。

なお、本議案が承認された場合、平成27年5月26日付けで公表いたしました「当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための適正な対応方針（買収防衛策）の継続採用に関するお知らせ」の中の別添2に記載しました本プラン（本ご通知63頁以降の【添付資料】ご参照）を、本定時株主総会后に開催する取締役会において承認の上、導入する予定です。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる当社株券等の大規模買付行為が実現されることを目的として、大規模買付行為を行うにあたって事前の十分な情報開示と相当な検討・交渉期間等を確保するための手続等を定めるものであります。

ここでいう、「大規模買付行為」とは、次の①・②のいずれかに該当する行為をいうものとします。

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定するものをいうものとします。）を対象とする、買付後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に従い算出します。但し、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する者をいうものとします。）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる公開買付けの公開買付開始公告を行うこと
- ② 株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に従い算出します。但し、共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する者をいうものとします。）の株券等保有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定するものをいうものとします。以下同じ。）の取得（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことが含まれるものとし、これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含むものとします。）

本議案承認決議の有効期間（定款第6条第2項に定める「有効期間」に該当します。以下「有効期間」といいます。）は、本議案承認決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとします。ただし、当該取締役会の終結時に買収提案（下記第5項にて定める意義を有するものとします。）を行っている者または大規模買付行為を行おうとしもしくは現に行っている者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。本議案承認決議の効力は有効期間内に行わ

れる本新株予約権の無償割当等に関する各取締役会決議に及びます。また、本決議で言及されている用語の意味は、定款第6条に定めるところに従います。

なお、本決議において金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。)の規定に言及している用語については、同法に改正があった場合、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

## 1 本プランの目的

本プランは、大規模買付行為を行うにあたって事前の十分な情報開示と相当な検討・交渉期間等を確保するための手続等を定めることで、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案が行われた際に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と当社が協議・交渉を行うことによって、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

## 2 本プラン継続採用の必要性

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間並びに大規模書買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、本プランを継続することとしました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は本ご通知8頁に記載のとおりであります。

## 3 有効期間中、当社は、定款第6条の規定に従い、当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等による行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当等を活用した方策を採ることができるものとします。ここにいう、「当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等」とは、(i)大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(大規模買付行為を行おうとしたは現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みますが、取締役会において別途定める者を除くものとします。以下「特定買収者」といいます。)、(ii)その共同保有者または特別関係者および(iii)(i)または(ii)に該当する者を支配する者(特定買収者、その共同保有者または特別関係者およびこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基

づき合理的に認定した者を含みます。)並びに(iv)これらに準ずる者として取締役会で定める者をいうものとします。

取締役会は、第2項以下の附帯条件の範囲内で、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付行為を行おうとする者が事前に遵守すべき手続(大規模買付行為を行おうとする者が予め当社に対して提出することが必要な情報に関する事項を含むこととし、以下「事前手続」といいます。)のほか本プランの詳細および円滑な実行等に関する事項・措置を定めます。

4 当社取締役会は、その決議により特別委員会を設置するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、当社の社外役員および外部有識者から選任されるものとします。

5 事前手続として、大規模買付行為を行おうとする者(その関係者を含みます。)は、予め当社に対して、書面により、大規模買付行為に関する提案(当該提案者およびそのグループに関する事項、対価の算定根拠および取得資金の裏付け、取得後の当社の経営方針と事業計画、当社のステークホルダーに与える影響、その他当該大規模買付行為が下記第6項②に掲げる要件を充足するか否かを検討するために必要かつ十分な情報として当社が合理的に求めるものを記載することとします。以下、上記情報が必要かつ十分な程度に記載された提案を「買収提案」といいます。)を行うものとします。

当社取締役会が買収提案を受領した場合、当社取締役会は、当該買収提案を企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案を受領日から60日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合)または90日(上記以外の場合)の期間(以下、かかる期間を「取締役会評価期間」といいます。)に、当該買収提案につき本プランによる対抗措置は採らない旨の取締役会決議(以下「不発動確認決議」といいます。)を行うか否かを判断するものとします。

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議いたします。特別委員会は、付議された買収提案について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、当該買収提案につき、不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かを取締役会評価期間内に判断するものとします。

特別委員会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かの判断をなしえない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うか否かの判断に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会または特別委員会は、必要な範囲内で、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。)

特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、その勧告決議の内容を最大限尊重した上で、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をします。但し、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく定款第6条第3項に定める議案を上程する株

主総会を招集するものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から、必要があれば、買収提案の内容の改善のため直接または間接に買収提案者と交渉を行い、また株主に対する代替案の提示や本プランによる対抗措置の発動以外の相当な手段を探ることができま

す。特定の買収提案に対し、不発動確認決議が行われた場合または株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決された場合には、当該買収提案に対しては、当社取締役会は、本プランによる対抗措置は採らないものとします。

6 不発動確認決議の検討は、当該買収提案が、企業価値ひいては株主共同の利益に適うものであるか否かの観点から真摯に行われるものとします。

① 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守せず、大規模買付行為を実行するものと認められる場合、特別委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆さまの共同の利益の確保または向上のために本プランによる対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なこと、その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告するものとします。この場合、当社取締役会は、特段の事情がない限り、本プランによる対抗措置を発動することができるものとします。

② 特定買収者が事前手続を遵守した場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守した場合には、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から、本プランによる対抗措置を発動することが必要かつ相当であるかを検討することとし、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案の場合には、不発動確認決議が行われるものとします。

(一) 下記に掲げる事由等に該当することで当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがないこと

- (a) 株式を買占め、その株式について当社およびその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者またはその関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産・資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
- (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社のステークホルダーの利益を不当に害することで買収提案者およびその関係者が利益をあげる態様の行為

(二) 当該買収提案に係る取引の仕組みおよび内容等が、関連する法令および規則等を遵守したものであること

(三) 当該買収提案に係る取引の仕組みおよび内容等が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確

にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表される当社株主に買収に応じることを事実上強要するおそれがあるものではないこと

(四) 本プランに定める事前手続を引き続き遵守していること

(五) 当社の本源的価値に照らして不十分または不適切であると認められる条件による提案ではないこと

(六) その他、当社の企業価値および株主共同の利益の確保または向上に適うものであると合理的に認められること

7 取締役会決議で定める要件を満たす買収提案者が、取締役会に対して、自らの買収提案に関する定款第6条第3項にかかる株主総会を開催することを書面にて要求した場合は、取締役会は、特別委員会の諮問を経た上で、株主総会の開催に合理的に必要とされる期間内に、かかる決議事項を議案とした株主総会を開催するものとします。ただし、当該買収提案に対し不発動確認決議が行われた場合はこの限りではありません。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合、その他取締役会で定める場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとします。

上記の他、取締役会は自らの判断で上記議案を上程する株主総会を開催することができるものとします。

8 買収提案者の要求または取締役会の判断に基づき、特定の買収提案に対して、定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会の招集手続が取られた場合(取締役会決議で定める要件を満たさなくなったこと等によって株主総会開催日までに招集手続が取り止められた場合を除きます。))は、同項の定めるところに従い、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ出席した総株主の議決権の過半数の賛成により、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることを承認する決議がなされた場合に限り、当社取締役会は本プランによる対抗措置を採ることができるものとします。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は平成4年6月26日開催の第41回定時株主総会において、年額250百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、今後の成長をより確かなものとするために取締役体制のより一層の強化とその後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役300百万円以内)に改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

取締役の員数は、第5号議案が原案どおり可決されますと、10名(うち社外取締役2名)となります。なお当社定款に定める取締役の員数は10名以内です。

## 第5号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | にしだ あきお<br>西田 明男<br><br>(昭和28年11月6日) | 昭和52年10月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役<br>平成4年6月 当社常務取締役<br>平成6年6月 当社専務取締役<br>平成11年5月 当社常務取締役<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>㈱ゴールドウインテクニカルセンター代表取締役会長                                                                                                                                                                                            | 870,074株     |
| 2     | おおえ しんじ<br>大江 伸治<br><br>(昭和22年8月27日) | 昭和46年4月 三井物産㈱入社<br>平成9年7月 同社本店繊維第三部長<br>平成11年7月 同社本店繊維部長付シニアスタッフ<br>平成12年6月 当社常務取締役<br>平成15年1月 三井物産㈱サービス本部本部長補佐<br>平成16年4月 同社理事コンシューマーサービス事業第一本部副本部長<br>平成19年6月 当社取締役専務執行役員<br>総合企画本部長<br>平成20年4月 当社取締役専務執行役員<br>総合企画本部長兼事業統括本部長<br>平成22年4月 当社取締役副社長執行役員<br>総合企画本部長兼事業統括本部長<br>平成24年4月 当社取締役副社長執行役員<br>総合企画本部長<br>平成26年4月 当社取締役副社長執行役員<br>社長補佐（現任） | 26,000株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 3     | ふたつかわ きよと<br>二川 清人<br>(昭和28年1月12日) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社財務部長<br>平成17年6月 当社取締役執行役員財務部長<br>平成18年6月 当社取締役管理本部長兼財務部長<br>平成19年6月 当社取締役執行役員<br>管理本部長兼財務部長<br>平成22年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長<br>平成24年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長<br>平成26年5月 当社取締役専務執行役員<br>管理本部長兼財務部長<br>平成26年10月 当社取締役専務執行役員<br>管理本部長 (現任)                                                                                                                                              | 123,050株 |
| 4     | わたなべ たかお<br>渡辺 貴生<br>(昭和35年3月22日)  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役執行役員<br>ノースフェイス事業部長<br>平成18年6月 当社取締役アウトドアスタイル<br>事業本部長<br>兼ノースフェイス事業部長<br>平成19年6月 当社取締役執行役員<br>アウトドアスタイル事業本部長<br>兼ノースフェイス事業部長<br>平成22年4月 当社取締役常務執行役員<br>事業統括本部副本部長<br>兼アウトドアスタイル事業本部長<br>兼ヘリーハンセン事業部長<br>兼ダイレクトマーケティング推進部長<br>平成24年4月 当社取締役専務執行役員<br>事業統括本部長<br>兼アウトドアスタイル事業本部長<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員<br>事業統括本部長<br>兼ノースフェイス事業部長<br>平成27年4月 当社取締役専務執行役員<br>事業統括本部長 (現任) | 35,000株  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | にしだ よしてる<br>西田 吉輝<br><br>(昭和31年1月4日)     | 昭和53年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社調達管理部長<br>平成16年6月 当社執行役員調達管理部長<br>平成22年6月 当社取締役執行役員調達管理部長<br>平成24年4月 当社取締役常務執行役員<br>総合企画本部調達担当<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員<br>総合企画本部富山地区関係会社<br>担当・仕入先担当<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員<br>富山地区関係会社担当・仕入先<br>担当（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>㈱ゴールドウインテクノカルセンター代表取締役社長                                                                                | 824, 115株    |
| 6     | ほんま えいいちろう<br>本間 永一郎<br><br>(昭和35年3月19日) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年4月 ㈱ナナミカ代表取締役社長（現任）<br>平成18年4月 当社マーケティング室長<br>平成19年4月 当社経営企画室長<br>平成22年4月 当社執行役員経営企画室長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員<br>総合企画本部経営企画室長<br>平成25年4月 当社取締役執行役員<br>総合企画本部副本部長<br>兼経営企画室長<br>兼事業統括本部海外部長<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員<br>総合企画本部長<br>兼経営企画室長<br>兼事業統括本部海外部長<br>平成26年10月 当社取締役常務執行役員<br>総合企画本部長<br>兼経営企画室長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>㈱ナナミカ代表取締役社長 | 27, 000株     |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>株式の数 |
|---------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7       | あさみ やすお<br>浅見保夫<br>(昭和29年5月1日)     | 昭和60年8月 当社入社<br>平成12年4月 当社第二営業本部販売統括販売<br>三部長<br>平成18年4月 当社アウトドアスタイル事業本<br>部販売統括部長<br>平成22年4月 当社執行役員営業統括部長<br>兼アウトドアスタイル事業本部<br>副本部長<br>平成24年4月 当社執行役員事業統括本部副本部長<br>兼営業統括部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員<br>事業統括本部副本部長<br>兼営業統括部長<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員<br>事業統括本部副本部長<br>兼営業統括部長<br>兼百貨店・リテイル担当部長<br>平成27年4月 当社取締役常務執行役員<br>事業統括本部副本部長<br>兼営業統括部長 (現任) | 19,000株      |
| ※<br>8  | やまみち しゅうへい<br>山道修平<br>(昭和28年7月23日) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社総務部長<br>平成20年4月 当社管理本部人事部長<br>平成21年4月 当社管理本部人事総務部長<br>平成24年4月 当社執行役員<br>管理本部人事部長 (現任)                                                                                                                                                                                                                                 | 19,000株      |
| 9       | なずき まさとし<br>鈴木政俊<br>(昭和25年5月31日)   | 平成2年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)<br>平成22年4月 秀英法律事務所所属<br>平成25年6月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 一株           |
| ※<br>10 | もりぐち ゆうこ<br>森口祐子<br>(昭和30年4月13日)   | 昭和50年12月 日本女子プロゴルフ協会入会<br>平成24年3月 岐阜県教育委員 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 一株           |

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 森口祐子氏の戸籍上の氏名は、関谷祐子であります。
4. 鈴木政俊氏および森口祐子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木政俊氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験を当社のコンプライアンス強化を中心とした企業統制に活かしていただくことができると判断したためであります。
6. 森口祐子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識があることを重要視し、その経験と見識を当社の経営に反映していただくことができると判断したためであります。
7. 鈴木政俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、鈴木政俊氏との間に会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、森口祐子氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、鈴木政俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、森口祐子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

監査役向井俊彦氏および松本雅登氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位および重要な兼務の状況                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>株式の数 |
|--------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ※<br>1 | さ さ き あつし<br>佐々木 淳<br>(昭和32年11月5日) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成12年4月 当社第一営業本部事業管理室長<br>平成23年4月 当社内部監査室長<br>平成27年4月 当社監査役付(現任)                                                                                                                                | 2,000株       |
| 2      | まつもと まさと<br>松本 雅登<br>(昭和26年12月10日) | 昭和49年4月 ㈱北陸銀行入行<br>平成15年6月 同行執行役員総合企画部長兼秘書室長<br>平成16年6月 同行取締役執行役員総合企画部長兼秘書室長<br>平成18年1月 同行取締役執行役員東京地区事業部副本部長兼東京支店長<br>平成18年6月 同行取締役常務執行役員東京地区事業部本部長兼東京支店長<br>平成21年6月 ㈱ほくほくフィナンシャルグループ常勤監査役<br>平成23年6月 当社監査役(現任) | 一株           |

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松本雅登氏は、社外監査役候補者であります。
4. 候補者を社外監査役として選任する理由および当社社外監査役の就任期間  
松本雅登氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、監査役としての業務にも精通されております。また、業務を行う経営陣から独立した立場にあり、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は平成23年6月より当社監査役を勤めており、その在任期間には本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、松本雅登氏との間に会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

以 上

【添付資料】 … 本定時株主総会上程第3号議案がご承認されることを条件に、当社取締役会が承認予定の本プランの詳細内容

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上のための適正な対応方針（買収防衛策）の件

#### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウェアブランド(スポーツブランド)の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化する為の優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客・商権等々の経営資源を有すること、並びに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および、⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来にわたる会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することです。以上のような当社の企業価値の本質(本源的価値)に対する理解なくして、当社の企業価値を持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して、一時的な利益を上げる反面で当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組みに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように企業価値ひいては株主共同の利益を害する買収者に対しては、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかなるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、これを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することといたしますが、買収提案者から買収提案に関する十分な情報の提供が行われた上で書面による請求があった場合など一定の要件を満たす場合には、株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆さま方に判断して頂くことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

## 二 基本方針の実現に資する取組み

### (1) 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社は中期経営計画をもとに、業務やコスト構造を見直し、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能および制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会、および会計監査人を設置しております。当社の取締役会は社外取締役1名を含む8名で構成しておりますが、本総会における株主さまのご承認により、社外取締役2名を含む10名の構成となる予定であります。なお、取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。監査役会は4名で構成しており、3名は社外監査役となっております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

### (3) 株主さまへの還元について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本としております。

当社は、以上に関連する諸施策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

### 三 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

当社は上記1の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」という)を確保・向上させることを目的として、本プランを導入することにいたしました。

本プランの内容は以下のとおりでございます(本プランの手続のおおまかな流れは、別紙1のフローチャートのとおりです)。

なお、本プランにおいて引用される法令等の各条項および用語につき改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、当該改正後においてこれらの法令等を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

#### 1. 用語の意味

本プランにおいて使用される以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

- (一) 「特定買収者」とは、大規模買付行為を行おうとしたは現に行っている者(大規模買付行為を行おうとしたは現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、特定免除者を除くものとする。)をいう。
- (二) 「大規模買付行為」とは、①特定公開買付け(当社の株券等(注1)を対象とする公開買付けのうち、買付後の株券等所有割合(注2)が20%以上となるものをいう。)の公開買付開始公告を行うことおよび②支配株式(20%以上の株券等保有割合(注3)の株券等(注4)をいう)の取得(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことが含まれるものとする。)をいう。
- (三) 上記(二)にかかわらず、①当社の行った自己株式の取得または消却その他当社の発行済株式総数もしくは議決権の総数を減少させる行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者、②本新株予約権の行使または取得条項の定めによる本新株予約権の取得対価の交付のみに起因して支配株式を取得することとなった者、③その他当社取締役会が別途定める行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者については、これらの行為のみによっては特定買収者に該当しないものとする。但し、①ないし③により支配株式を取得するに至った者が、①ないし③以外の行為によって株券等保有割合の1%以上を占める当社株券等を新たに取得した場合には、特定買収者に該当するものとする。
- (四) 「特定免除者」とは、①当社、②当社の子会社、③当社または当社の子会社の従業員持株会および従業員持株会のために当社株式を保有する者をいう。
- (五) 「特定買収者等」とは、特定買収者、その共同保有者または特別関係者およびこれらの者を支配する者(特定買収者、その共同保有者または特別関係者およびこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含むものとする。)をいう。
- (六) 「事前手続」とは、特定買収者に要請される下記2.に定める手続をいう。
- (七) 「買収提案」とは、大規模買付行為に関する提案であって、別紙2に掲げる情報が必要かつ十分に記載されたものをいう。

- (八) 「買収提案者」とは、特定買収者で、予め大規模買付行為に関し、当社に事前手続に従って買収提案を提出した者をいう。
- (九) 「不発動確認決議」とは、その対象となる買収提案に対して本プランによる対抗措置(下記三4.の内容による。以下同じ。)を採らない旨の取締役会決議をいう。
- (十) 「本新株予約権」とは、本プランによる対抗措置として、当社株主の皆さまに割り当てられる別紙3に定める内容の新株予約権をいう。

- (注1) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいう。
- (注2) 金融商品取引法第27条の2第8項に従い算出される。但し、特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する者をいう。以下同じ。)の株券等所有割合との合計とする。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に従い算出される。但し、共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する者をいう。以下同じ。)の株券等保有割合との合計とする。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等保有割合」とは上記意義を有するものとする。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいう。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等」とは上記意義を有するものとする。

## 2. 事前手続

### (1) 特定買収者に対する情報提供要求

特定買収者は、①特定公開買付けの公開買付開始公告の実施または②支配株式の取得のいずれか早い時点までに、予め当社に対して、大規模買付行為に関する別紙2に掲げる情報(以下、「大規模買付情報」という。)を、当社株主の皆さまが当該大規模買付行為を理解・評価し、かつ当社取締役会または特別委員会が当該大規模買付行為が下記(3)(イ)に定める不発動確認決議の要件を充足するか否かを検討するために必要かつ十分な程度に記載した買収提案書を当社取締役会に提出することにより、買収提案を行うものとする。当社は、特定買収者から大規模買付情報が記載された買収提案書の提出があった事実について速やかに開示するとともに、大規模買付情報のうち適切と判断した事項について、当社株主の皆さまに対して適時適切に情報開示を行うこととする。

特定買収者から提出された大規模買付情報を精査した結果、提出された情報が不十分であると、特別委員会の諮問を経た上で、当社取締役会が合理的に判断した場合には、特定買収者に対して必要かつ十分な情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めることができる。

### (2) 取締役会評価期間の設定

大規模買付行為に関する提案が当社に対して行われ、当該提案に関する必要かつ十分な大規模買付情報が当社に対して提出された場合、特定買収者の提案は、買収提案として扱われるものとし(大規模買付行為に関する提案が買収提案として扱われることとなった日を以下、「買収提案の受領日」という。)、当社取締役会は、当該買収提案につき、不発動確認決議を行うか否かを判断するための評価・検討を開始するものとする。

当社取締役会は、買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案の受領日から60日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合)または90日(上記以外の場合)の期間(以下、かかる期間を「取締役会評価期間」という。)に、当該買収提案につき不発動確認決議を行うか否かを判断するものとする。

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議する。特別委員会は、付議された買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、当該買収提案につき、不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かを取締役会評価期間内に判断する。

取締役会評価期間が開始した場合は、当社は、その旨を当社株主の皆さまに対して適時適切に情報開示するものとする。

特別委員会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かの判断をなしえない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うか否かの判断に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会または特別委員会は、必要な範囲内で、取締役会評価期間を最大30日間(初日は算入されないものとする。)延長することができるものとする(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とする。)

当社取締役会または特別委員会が取締役会評価期間を延長した場合、当社は、延長された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、当社株主の皆さまに対して適時適切に情報開示するものとする。

特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、その勧告決議の内容を最大限尊重した上で、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をする。但し、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の株主共同の利益に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会を招集するものとする。

当社取締役会は、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から、必要があれば、買収提案の内容の改善のため直接または間接に買収提案者と交渉を行い、また株主に対する代替案の提示や本プランによる対抗措置の発動以外の相当な手段を採ることができる。

特定の買収提案に対し、不発動確認決議が行われた場合または株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決された場合には、当該買収提案に対しては、当社取締役会は、本プランによる対抗措置は採らないものとする。

なお、買収提案者は、取締役会評価期間経過後不発動確認決議が行われるか、または株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決されるまでは、大規模買付行為に着手してはならないものとする。

### (3) 不発動確認決議に係る検討

不発動確認決議に係る検討は、上記(1)および(2)に従って受領した買収提案について、当該判断の時点において合理的に入手可能な情報に基づき、特別委員会の勧告を最大限尊重し、必要に応じて外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む。)からの助言を得た上で、当該買収提案が当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から真摯に行われるものとする。具体的には以下のとおり対応するものとする。

#### (ア) 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合の手続

特定買収者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供、その他事前に定める手続を遵守せず、大規模買付行為を実行するものと認められる場合、特別委員会は、当社の株主共同の利益を確保・向上させるために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告する。この場合、当社取締役会は、特段の事情がない限り、対抗措置を発動することができるものとする。

なお、買収提案者は、事前手続に従い、不発動確認決議が行われるか、または株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決されるまでは、大規模買付行為に着手してはならないものとし、これに違反した場合は事前手続に違反するものとして、当社取締役会は、本(ア)に従って対抗措置を発動できるものとする。

#### (イ) 特定買収者が事前手続を遵守した場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守した場合には、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から、対抗措置を発動することが必要かつ相当であるかを検討することとし、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案の場合には、不発動確認決議がなされるものとする。

(一) 下記に掲げる事由等に該当することで当社の株主共同の利益を損なうおそれがないこと

- (a) 株式を買占め、その株式について当社およびその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者またはその関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産・資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
- (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社のステークホルダーの利益を不当に害することで買収提案者およびその関係者が利益を上げる態様の行為

(二) 当該買収提案に係る取引の仕組みおよび内容等が、関連する法令および規則等を遵守したものであること

(三) 当該買収提案に係る取引の仕組みおよび内容等が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、

明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの等に代表される当社株主に買収に応じることを事実上強要するおそれがあるものではないこと

(四) 事前手続を引き続き遵守していること

(五) 当社の本源的価値に照らして不十分または不適切であると認められる条件による提案ではないこと

(六) その他、当社の株主共同の利益の確保・向上に資するものであると合理的に認められること

(4) 定款第6条第3項に定める議案

(一) 買収提案者が、その買収提案に関する定款第6条第3項に定める議案を上程する当社の株主総会を開催することを書面にて要求した場合は、当社取締役会は、以下の要件が充足されているか否か特別委員会の諮問を経た上で検討するものとし、以下の要件が充足されていると判断した場合は、株主総会の開催に合理的に必要とされる期間内に、上記決議事項を議案とする株主総会を開催するものとする(以下、かかる株主総会の開催日を「本総会日」という。)。但し、当該買収提案について不発動確認決議が行われた場合はこの限りではない。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとする。

(a) 当社に対して、事前手続に従って、書面により買収提案を提出していること

(b) 上記株主総会における決議が行われるまでは、大規模買付行為に着手しないことを当社に対して約定していること

(二) 上記(一)の規定にかかわらず、本総会日以前の日において、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会は、上記(一)の定めに従い買収提案者の書面による要求に応じた当該株主総会の招集手続を取り止めるものとする。

(a) 当該買収提案者が上記(一)(b)に基づき当社に対して行った約定に違反した場合

(b) 当該買収提案者が大規模買付行為を実現すると当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると当社取締役会が合理的に認めた場合

(c) 当該買収提案について不発動確認決議がなされた場合

(三) 当社取締役会は、上記(一)の他、自らの判断で(但し、特別委員会が不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議を行った場合は、上記三2.(2)7段落但書の制限に服するものとする。)、特定の買収提案に関する定款第6条第3項に定める議案を上程する当社の株主総会を開催することができるものとする。この場合、当社取締役会は、当該買収提案を行う買収提案者に対し、上記(一)(b)の約定を当社に対し行うよう求めることができるものとする。上記(二)は本号に従って招集される株主総会に準用される。

(四) 当社取締役会は、定款第6条第3項に定める議案が上程された当社の株主総会において、株主に対して、買収提案に対する評価結果につき説明するものとする。

(五) 当社取締役会は、定款第6条第3項に定める議案が上程された当社の株主総会において、特定の買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることを承認する株主総会決議が否決されたにもかかわらず本プランによる対抗措置を採る等、株主総会の決議に反する行為を行うことができないものとする。

(六) 当社取締役会は、上記(一)もしくは(三)に従って株主総会招集手続が採られた場合、または買収提案者が株主提案権の行使により当社株主総会に定款第6条第3項に定める議案を提案する場合(上記(二)その他の事由により当社株主総会の招集手続が採り止められた場合、または株主総会の招集手続が採り止められていなくとも上記(二)に定める事由またはこれに準ずる事由に該当する場合を除く。)には、本プランに基づく対抗措置を採ることを承認する株主総会決議がなされた場合に限り、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることができるものとする。

(七) 特定の買収提案に対して、不発動確認決議がなされた場合または当社株主総会に定款第6条第3項に定める議案が付議されたにもかかわらず本プランによる対抗措置を採ることが株主総会において承認されなかった場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該買収提案に係る公開買付けその他の買付け行為が完了するまでは、かかる買収提案を行った者以外の者に対しても本プランによる対抗措置をとらないものとする。但し、当該買収提案に係る公開買付けその他の買付け行為の開始が合理的理由なく速やかに行われなかった場合にはこの限りではない。

### 3. 特別委員会の設置

- (1) 特別委員会は、当社取締役会の決議により常設機関として設置される。特別委員は3名以上とし、当社社外役員および外部有識者の中から取締役会決議により選任されるものとする。
- (2) 特別委員会の決議要件は、全委員の過半数の賛成とする。
- (3) 特別委員は、決議の前提となる重要な事実を収集・調査・検討し、取締役会から独立した立場から公正かつ中立的な判断を行うものとする。
- (4) 特別委員会は、その決議を行うにあたり、当社取締役会を通じて、買収提案者に対して、買収提案に関して必要な事項の説明を求めることができる。また、特別委員会は、当社取締役会に対して、買収提案者の買収提案の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他特別委員会が必要と認める情報の提供を求めることができる。
- (5) 特別委員会は、当社の費用で外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む)をその職務を補助する者として必要により選任することができるものとし、取締役会決議で予め定めた社内役員(但し、2名を上限とする。)その他必要と認める者を、委員会決議における議決権を有さないオブザーバーとして出席させ、慎重な判断過程の形成に努めるものとする。

### 4. 特定買収者出現時の対応(本プランの条件成就)

- (1) 特定買収者に該当する者が出現したと当社取締役会が認めた場合(当該特定買収者の買収提案につき、対抗措置を採ることを承認する株主総会決議が否決された場合および不発動確認決議が行われた場合を除く。但し、当該特定買収者が、かかる株主総会決議または不発動確認決議を得たものとは異なる提案に基づいて大規模買付け行為を企図する場合はこの限りではない。)、当社取締役会は、本プランに従って、別紙3に定める内容の本新株予約権の無償割当て(会社法第277条)を決議し、その旨を公表することとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合およびこれに類する特段の事情があると認めた場合に、当社取締役会は、特別委員会の諮問を経て、本新株予約権の無償割当ての効力が生じない旨(本新株予約権無償割当ての効力発生後は、本新株予約権を無償で強制取得する旨)を決議することができる。

#### 5. 本プランの改廃および有効期間

(1) 本プランを承認する取締役会決議の内容は、平成28年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までその効力を有し、当該取締役会において、本プランの維持、改定または廃止につき決議する他、必要に応じて随時その内容を見直すものとする(但し、当該取締役会の終結時に特定買収者に該当する現実的危険を有する者が存在する場合、または買収提案者もしくは特定買収者等が存在している場合は、その限りで効力が存続する。)。この点、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っていないため、毎年取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっている。また、株主の方は、株主総会1回で取締役の選解任を通じて取締役会の構成を完全に変更することが可能であり、新しく選任された取締役会は本プランを廃止することもできるので、その意味において株主の意思を容易に反映することができるようになっている。

更に、本プランでは、定款上の根拠を有した株主総会決議による承認決議において、承認決議の有効期間を、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとし、3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めることとし、本プランに株主の直接の意思を反映することができるようにしている。

(2) 上記各条項に定める事項のほか必要な事項については、別途取締役会において決定する。

### 四 株主・投資家の皆さまに与える影響等

#### 1. 本プランの導入時に当社株主・投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、当社株主・投資家の皆さまの権利・利益に影響が生じることはありません。

#### 2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆さまに与える影響

##### (1) 当社株主・投資家の皆さまに与える影響

特定買収者が出現するという、合理的に考えにくい状況が仮に生じた場合でも、本新株予約権は株主の皆さま全員に無償で自動的に割り当てられるものであり、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者等が生じることがありません。また、当社株主の皆さまが新株予約権を現実に行使することの手間等を勘案して本新株予約権を一斉に取得し、その対価として行使条件を満たしている本新株予約権に対しては当社の株式を、その余の本新株予約権につい

ては取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権であって、特定買収者等の行使に制約が付されたものを交付することも可能としております。このように、特定買収者等に該当しない株主および投資家の皆さまの法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えないよう、最善の工夫をしております。

但し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆さまが確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当ての効力を失効させ、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

## (2) 必要となる手続

対抗措置が実際に発動する段階においては、当社としては、割り当てた新株予約権の取得対価等として新たな株式を交付し、株主の皆さまの振替口座簿へ記録する必要がございますので、当社が別途プレスリリース等でご案内する内容に従い、基準日までに所定の手続をして頂くようお願いいたします。

また、新株予約権の割当てを受けた株主の皆さまが、新株予約権の行使を希望される際には、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類を提出するとともに取得する株式1株当たり1円の払込みをお願いいたします。但し、この点についても、新株予約権の行使の手間等を勘案して、本新株予約権の強制取得を可能としております。強制取得が行われる場合には、本新株予約権が行使可能な株主の皆さまには、新株予約権の行使を行った場合と同様に当社株式が交付されますので、本プランはこの点でも一般株主の皆さまの手間が軽減されるよう合理的配慮が施されております。

## 五 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

### 1. 当社の株主共同の利益の確保・向上

本プランの導入時においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、当社株主・投資家の皆さまの権利・利益に影響が生じることはありません。

本プランによる買収防衛策は、上記三2.(1)および(2)記載のとおり、特定買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが適切に判

断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、当社取締役会が当社株主の皆さまのために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものです。

## 2. 事前の開示

当社は、当社株主および投資家の皆さま並びに特定買収者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、必要に応じて適時適切な開示を行います。

## 3. 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会における、本プランによる買収防衛策の導入に関する承認議案を通じて、本プランについての当社株主の皆さまのご意思を確認する予定です。

## 4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等に関する取締役会決議をする場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

## 5. 外部専門家の意見の取得

上記三2.(3)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む。)の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

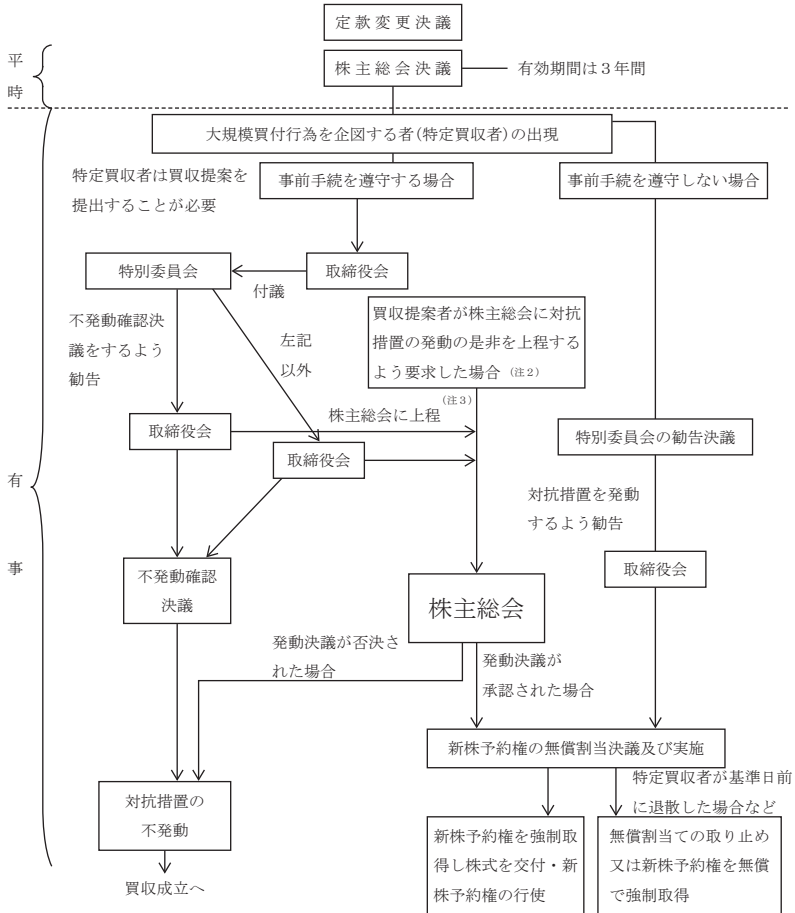
## 6. 取締役の選任を通じた当社株主の皆さまの意思確認

上記三5.(1)記載のとおり、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されているため、毎年の定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆さまのご意思が確認されることとなります。

## 7. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

別紙1 本プラン発動時のフローチャート（注1）



- (注1) 本フローチャートは本プランの概略をフローチャートで示したものであり、当社の株主共同の利益を著しく毀損する買収に対する対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性はある。
- (注2) 事前手続に従って買収提案を提出した特定買収者が所定の約定を当社に対して行う等、一定の条件を充足した場合には、当社取締役会是对抗措置を発動するか否かを株主に問うべく株主総会に議案を上程する。
- (注3) 特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当該買収提案が、当社の株主共同の利益に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会是对抗措置を発動するか否かを株主に問うべく株主総会に議案を上程する。

以上

## 別紙2 大規模買付情報

1. 買収提案者およびそのグループ(主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合またはその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者(直接であるか間接であるかを問わない。)、その他の構成員並びに業務執行組員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含む。以下同じ。)の情報
  - (1) 名称、資本関係、出資割合、財務内容
  - (2) (買収提案者が個人である場合は)国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) (買収提案者が法人である場合は)当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名および略歴
  - (4) (もしあれば)過去5年間の重要な犯罪履歴、過去5年間の重要な法令違反行為の有無およびその概要等
2. 大規模買付行為に関する情報  
当社の株券等の取得目的、方法およびその内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含む。なお、大規模買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を合わせて提出するものとする。)
3. 当社の株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、算定期間に関する情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーないしディスシナジーの額およびその算定根拠を含む。)
4. 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問わない。))を含む。))の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容並びに関連する取引の内容を含む。)
5. 特定公開買付けまたは支配株式の取得の実現後の当社の経営方針等  
当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策(株式の売却、事業や資産の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の株券等の追加的取得もしくは処分、上場廃止、通例的でない取引を含む。)

6. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいう。)を行うことに関する意思連絡を含む。)の有無(存在する場合にはその目的および内容並びにその第三者の概要)
7. 特定公開買付けまたは支配株式の取得の実現後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針
8. 特定公開買付けまたは支配株式の取得にあたり買収提案者において必要な手続  
関連して必要な政府当局の承認等、第三者の同意等、独占禁止法その他の競争法並びにその他会社が事業活動を行っているまたは製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
9. 買収提案者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
10. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問わない。)およびこれらに対する対処方針
11. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

以 上

### 別紙3 本新株予約権および無償割当ての内容

- 一 本新株予約権の内容は以下のとおりとする。
  - 1 新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
  - 2 新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。
  - 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価格  
1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額
  - 4 新株予約権を行使することができる期間  
無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が別途定める一定期間
  - 5 行使条件
    - (1) 以下の何れにも該当しないこと
      - ① 無償割当基準日時点における特定買収者等(但し無償割当基準日時点における特定買収者または当該特定買収者の共同保有者の大量保有報告書が提出されていない場合には、その直前の大量保有報告書の記載から判断されるものとする。)
      - ② 無償割当基準日の時点で当社の株券等を保有しており、かつ①の者に対し、当社の株券等(本新株予約権の行使または取得により将来発行されることとなる株券等を含む。)の所有権または占有権を金融商品取引法第27条の2第1項に定める取引所金融商品市場における有価証券の売買等(特定売買等(同項に定める意味を有する。))およびクロス取引を除く。)以外の取引により移転することを約している者
    - (2) 新株予約権者が、適用ある外国の法令上、新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方が必要とされる場合((i)ないし(iii)に定める手続または条件を当社が履行または充足することを要する場合を含む。)、当該新株予約権者については、当該手続および条件が全て履行または充足されている場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該新株予約権者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負わない。
    - (3) (i)行使する者が自らの利益のために行使する場合であること、または(ii)行使する者が第三者のために行使する場合にあっては当該第三者が上記(1)および(2)の各条件を充足すること
    - (4) 当社取締役会が求めた場合に上記(1)ないし(3)の要件を満たすことについて書面による表明・保証を提出すること

(5) 新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定められる必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、取締役会決議により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記3に規定する価格の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

## 6 新株予約権行使請求の効力発生期間

新株予約権の行使請求の効力は、上記5(5)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到着した時に生じるものとする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じるものとする。

## 7 譲渡制限

- (1) 新株予約権を取得した者は、会社法第262条または第263条による当社の承認のない限り、当社に対し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、または記録することを請求することができない。
- (2) 前項の承認をする機関は取締役会決議により決定される機関とする。但し特別委員会の諮問を経るものとする。

## 8 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日から2週間を経過した日において、新株予約権の全部を以下のとおり取締役会決議により取得することができる。

### 取得対価

- ① 上記5(1)①または②のいずれかに該当するものが保有する新株予約権

取得に係る新株予約権と同数の新株予約権であって、特定買収者等の行使に制約が付されたもの

- ② ①以外の新株予約権

取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に相当する数の当社普通株式

- (2) 当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての行使期間開始日の前日までにおいて、本新株予約権の無償割当ての効力が生じない旨(本新株予約権無償割当ての効力発生後は、本新株予約権を無償で強制取得する旨)決議することができる。

## 9 資本金および準備金に関する事項

本新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

## 10 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

## 二 本新株予約権の無償割当ての内容は以下のとおりとする。

### 1 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日最終の当社の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除く。)とする。

### 2 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全普通株主

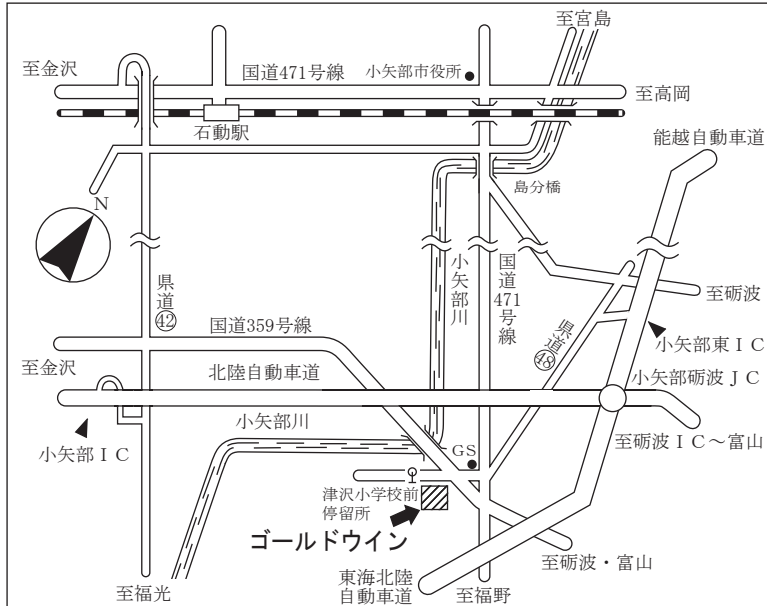
### 3 本新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

本新株予約権の無償割当ては、無償割当効力発生日にその効力を生じる。「無償割当効力発生日」は、無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とする。

以 上

## 株主総会会場ご案内

会場 富山県小矢部市清沢210番地  
当社本店 5階ホール  
電話 (0766) 61-4800 (代)



### ▶ 交通のご案内 ◀

- ・ あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・ あいの風とやま鉄道 石動駅から庄川・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車 (所要時間約20分)
- ・ 北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約5分
- ・ 能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分

※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力の程お願いいたします。